



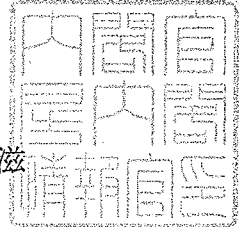
閣情第457号
平成25年12月24日

行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡 様

内閣情報官

北村 滋



平成25年11月1日付け（同年11月5日受付）行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：内閣情報調査室が作成し、内閣法制局に示した、論点ペーパー、論点メモ、主要論点集（最新版））について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 論点ペーパー集（概要審査）
- (2) 論点ペーパー集（条文審査）
- (3) 主要論点集

2 不開示とした部分とその理由 上記(1)中、

過去の秘密漏えい事件の名称が記載されている部分については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができ、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法第5条第1号に該当するため不開示とした。

我が国において現に実施されている秘密取扱者適格性確認制度の具体的内容が記載されている部分については、これを公にした場合、他国機関等から対抗・妨害措置が講じられ、我が国の安全が害されるおそれ及び内閣情報調査室を含む政府の情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

防衛省職員以外の者で、防衛秘密を取り扱うことを業務とする者の具体例が記載されている部分については、防衛秘密の具体的な運用に係る情報であるため、これを公にした場合、防衛省における秘密保全業務に支障を来し、ひいては、防衛省の任務の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示

とした。

特定秘密の保護に関する法律の適性評価において、調査のために用いることとしている質問票のイメージが記載されている部分については、現在も政府において引き続き検討作業が進められており、これを公にした場合、国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせるおそれがあり、また、関係省庁相互間における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、それにより今後の検討作業に支障が及ぶなど、内閣情報調査室の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第5号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(2)中、

防衛省において、現に実施されている秘密の取扱いに関する適格性確認制度の具体的な手法等が記載されている部分については、これを公にすることにより、我が国に対して活発な情報収集活動を展開している他国機関等から対抗・妨害の措置を講じられるおそれがあり、その後の防衛省・自衛隊における情報保全業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

我が国において現に実施されている秘密取扱者適格性確認制度の具体的内容が記載されている部分については、これを公にした場合、他国機関等から対抗・妨害措置が講じられ、我が国の安全が害されるおそれ及び内閣情報調査室を含む政府の情報保全事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

上記(3)中、

防衛省における防衛秘密の具体的な運用に関する内容が記載されている部分は、これを公にした場合、防衛省における秘密保全業務に支障を来し、ひいては、防衛省の任務の効果的な遂行に支障が生じるおそれがあることから、法第5条第3号に該当するため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A 4判文書 505枚 (内訳) 白黒 483枚 カラー 22枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	600円	300円
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき 10円	5,050円	4,750円
	③複写機によりカラーで複写したものの交付	カラー1枚につき 20円	5,270円	4,970円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付（PDFファイル）	CD-R1枚につき100円 に、文書1枚ごとに 10円を加えた額	5,150円	4,850円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成25年12月26日から平成26年2月24日まで（行政機関の休日を除く。）

時：10：00から17：00まで（12：00～13：00を除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料：500円（ゆうパック）※CD-Rの場合は140円の見込み

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）